

令和3年 第1回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会議名	令和3年 第1回美瑛町農業委員会総会			
2 会議の日時	令和3年1月28日 午前9時53分～午前10時33分			
3 会議の場所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒川博彦	2 番	真田佳則
	3 番	大場男	4 番	成田敦志
	5 番	上村昌規	6 番	谷口学
	7 番	福家敏春	8 番	平間初美
	9 番	佐藤千代志	10 番	森平敏文
	11 番	打田佳史	12 番	有富友昭
	13 番	長谷川宏	14 番	谷本憲一
	15 番	只野透		
5 欠席委員(名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 令和3年1月12日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(令和3年2月2日公告予定分)</p> <p>日程第8 議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について</p> <p>日程第9 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p>			
7 事務局	事務局長 富田敏博 係長 山口祐弥 主事補 佐藤麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長

おはようございます。

只今から、令和3年第1回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長

皆さん、改めて、明けましておめでとうございます。第1回の農業委員会総会にご参集いただき、誠にありがとうございます。昨年はコロナに始まってコロナで終わると。上川地方も、まだ、感染者が出ているということで、今日予定しておりました、新年会を中止させていただきました。しかし、農友会の総会をですね、ぜひとも開催したいなど、そのように思っております。

昨年はまだ、コロナの影響が直接、農業経営に影響したわけではなかったんですが、今年からは何かそのような形が、出てきそうな感じもいたします。どうか皆さんも、これから、仕事が始まっている方、また、ハウス等始まっている方もおられるかと思えますけども、体に十分留意していただきまして、実り多い秋を迎えていただき、農業はやっぱり強いんだという、そのような気持ちで、また、生産者、消費者の皆さんに、食料を供給するという、大きな使命がございます。くれぐれも、けが、病気に留意してこれからの仕事、頑張っていたきたいと思っております。

短いですが、挨拶といたします。

○事務局長

それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、7番、福家委員、13番、長谷川委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1 令和2年12月8日、令和2年第12回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。

2 12月15日から16日、美瑛町議会第9回定例会が開催され、会長が出席しております。

以上です。

○議 長 これで 諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、令和3年1月12日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。

○議 長 議案第1号、番号1番から番号3番までの件については、一括して審議いたします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、令和3年1月12日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■さん外2件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名、■■■■■、地番 ■■■■■外

2筆、面積計 15,000 m²につきましては、貸主 ■■■■■ さんから、借主 ■■■■■ さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和3年1月7日付で合意解約です。

番号2番、土地の表示、字名、■■■■■、地番■■■■■外 13筆、面積計 76,339 m²につきましては、貸主 ■■■■■ さんから、借主 ■■■■■ さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和2年12月29日付で合意解約です。後程、議案第4号、基盤強化法にて売買がなされる予定です。

番号3番、土地の表示、字名、■■■■■、地番■■■■■、面積 83,220 m²につきましては、貸主 ■■■■■ さんから、借主 ■■■■■ さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和2年12月28日付で合意解約です。

今回提出された3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号3番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、■■■■■ さん、譲受人 ■■■■■ ■■■■■、外2件の許可の可否について審議を求めます。

なお、議案第2号で審議いただく3案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名、[]、地番 []、1筆、面積819㎡につきましては、譲渡人 [] さんから、譲受人 [] への売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から南東に約8kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。

価格は [] 円で10a当り [] 円です。詳細につきましては議案2ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります [] 委員から補足説明をお願いします。

○ [] 委員 この件につきましては、今、事務局より説明のあったとおりでございます。 [] さんは [] の方に、土地の一部を譲渡したいということですので、何ら問題はないかと思っております。審議のほどよろしく願います。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 つづいて議案第2号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、 []、地番 []

外1筆、面積計6,408㎡につきましては、譲渡人 ■■■■■
■■■■■さんから、譲受人 ■■■■■さんへの売買による所有権
移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から北東に約5kmの箇所です。
権利設定の理由は、当該農地処分のため、譲受人に売却し
たい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、
とのことです。

価格は■■■■■円で10a当り■■■■■円です。詳細につ
きましては、議案3ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■■委
員から補足説明をお願いします。

○■■■■■委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■■さんは、
既に体調不良によりリタイアされており、令和元年まで賃
貸での利用でしたが、昨年12月にこの農地が集積によ
り、■■■■■氏の間で売買されており、条件不利地等の関
係もあることから、今回、3条にて売買するものです。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それで
は、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件を、原案どおり決定すること
に賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて議案第2号、番号3番について、事務局から説
明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示、字名、■■■■■、地番 ■■■■■
外1筆、面積計7,975㎡につきましては、譲渡人 ■■■■■
■■■■■さんから、譲受人 ■■■■■
■■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美
瑛駅から東に約10kmの箇所です。権利設定の理由は、

当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。

価格は 〇〇〇〇 円で 10a 当り 〇〇〇〇 円です。詳細につきましては、議案 4 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○ 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 〇〇〇 委員から補足説明をお願いします。

○ 〇〇〇 委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。後ほど、集積で売買を予定する農地です。〇〇〇 さんは、既に経営を息子さんに移譲されており、トマトの生産を中心に、堅実的な経営を行っております。この農地は周辺から離れており、経営的利便性が悪く、問題があり、地元改善組合に相談をしておりました。

○ 議 長 ありがとうございます。
これより議案第 2 号、番号 3 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○ 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 2 号、番号 3 番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○ 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議 長 日程第 6、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第 3 号、番号 1 番について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について（使用貸借）。
農地法第 3 条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった貸主、〇〇〇 さん、借主 〇〇〇 さん外 3 件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第 3 号で審議いただく 4 案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていること

から要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名、[]、地番 []
外11筆、面積計76,763㎡につきましては、貸主 []
[]さんから借主 []さんへの使用貸借権設定申
請です。

申請箇所はJR美瑛駅から北西に約9kmの箇所、使用
貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けし
たい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用
貸借により借り受けしたい、とのことです。

詳細につきましては議案の5ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります []委
員から補足説明をお願いします。

○ []委員 []君は農業で7年以上経っており、去年、結婚をされ
ました。父親からいろいろと技術を学び、一生懸命やって
おります。どうかよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それで
は、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件を、原案どおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 つづいて議案第3号、番号2番について、事務局から説
明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、 []、地番 []
外44筆、面積計215,756.64㎡につきましては、貸主 []
[]さんから借主 []さんへの使用貸借権
設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から北西に約9kmの箇所、使用
貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けし
たい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用
貸借により借り受けしたい、とのことです。

詳細につきましては議案の6ページから7ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ■■■■君は、高校卒業より農業をしております。また、地域のリーダー的存在でもあり、今後、地域を担っていく人間です。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号2番について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号2番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 つづいて議案第3号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外43筆、面積計227,959㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から南西に約2kmの箇所、使用貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたい、とのこと。

詳細につきましては議案の8ページから9ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局から説明のあったとおりです。■■■■君は、現在36歳、結婚されておりまして、子供2人のお父

さんです。就農してから10年ほどたっており、トマト、畑作を中心に、精力的にしており、地域の事業にも積極的に参加し、これから地域のリーダー的人物であります。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号3番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号3番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 つづいて議案第3号、番号4番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号4番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外2筆、面積計39,496㎡につきましては、貸主■■■■さんから借主■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。こちらにつきましては、先月の12月8日の総会にて■■■■さんから■■■■さんへ経営移譲による使用貸借権の設定が完了しておりますが、同総会にて3条売買で譲受した1筆と集積売買により年内に■■■■さん名義で登記が完了した2筆をあらためて後継者である■■■■さんへ貸し付けるものです。

申請箇所はJR美瑛駅から南東に約6kmの箇所で、使用貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸し付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けしたい、とのことです。

詳細につきましては議案の10ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局の説明のとおりです。先月もお話あったとおり、■■■■さんは、現在25歳で、中学卒業後、自衛隊に

入りましたが、父母の作業を見ながら心配になり、21歳のときから、手伝いをしてきました。その中でいろんな作業を勉強しながら、現在に至っています。また、昨年より彼女もでき、最近話を聞きますと、2月に結婚するということになっておりますので、何ら問題ないと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号4番について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号4番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和3年2月2日公告予定分の件を議題とします。

番号1番から13番までについては一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画（案）について（令和3年第1回 令和3年2月2日公告予定分）。

■■■■さん外12件（改善組合承認済み）から利用権の設定等（所有権の移転3件、賃貸10件）について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号1番、■■■■さんから、■■■■への売買、田12筆、畑2筆、計76,339㎡。■■■■円で10aあたり田■■■■円、畑■■■■円です。こちらは個人所有地の法人資産移行による売買です。

番号2番、3番につきましては、賃貸地の売買です。

番号2番、■■■■さんから、■■■■さんへの売買、畑2筆、計52,281㎡。■■■■円で10aあたり■■■■円です。

番号3番、■■■■さんから、■■■■への

売買、畑7筆、計40,352㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

番号4番、番号5番につきましては、賃貸の継続です。番号4番、■■■■■■■■■■さんから、■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田1筆、畑2筆、計47,240㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり田・畑ともに■■■■■■■■■■円です。期間は5年間です。

番号5番、■■■■■■■■■■さんから、■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑1筆、16,990㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。期間は5年間です。

番号6番につきましては、受け手の新規就農に伴う賃貸借です。

番号6番、■■■■■■■■■■さんから■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田1筆、10,090㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。期間は5年間です。なお、所有権の移転を受ける法人は、新規就農者2人による、新設の農地所有適格法人のため、資料として法人の登記簿謄本と5ヵ年計画書、定款、地域からの推薦書を添付しております。

番号7番から番号13番につきましては、保有合理化事業担い手支援5年タイプにより、北海道農業公社から売渡予定者へ賃貸借するものです。

番号7番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑12筆、計177,896㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

番号8番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田2筆、畑12筆、計172,443㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり田・畑ともに■■■■■■■■■■円です。

番号9番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑1筆、35,455㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

番号10番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑5筆、計42,836㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

番号11番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田6筆、計41,019㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

番号12番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、田2筆、計8,159㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

番号13番、北海道農業公社から■■■■■■■■■■さんへの賃貸借、畑4筆、計78,983㎡。■■■■■■■■■■円で10aあたり■■■■■■■■■■円です。

以上、設定を受ける者 13件、7名、5法人
 設定をする者 13件、5名、1法人
 田 24筆 138,966㎡
 畑 48筆 661,117㎡
 計 72筆 800,083㎡です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号、番号1番から番号13番までについて質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
 議案第4号、番号1番から番号13番までについて、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第8、議案第5号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。
 議案第5号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農用地の買入協議に係る要請について。
 農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係る^{あつせん}斡旋の申し出があった \blacksquare さんの農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう、同法第16条第1項の規定に基づき、美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。
 なお、本日この要請が決定されると、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想を基に、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。
 また、今後の手続きにつきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから、3週間の間に買入協議を行うこととなります。
 1番、申し出者は、 \blacksquare \blacksquare さん。
 農用地は \blacksquare 、1筆、面積83,220㎡。申し出年月日は令和3年1月12日で、借受け予定者は \blacksquare \blacksquare さんです。

今回、審議をいただいた案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回3月の総会で集積計画にて公社へ売

買され、4月総会以降に認定農業者の方への貸付けが始まることとなります。

以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第5号について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第9、議案第6号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、を議題とします。
議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第6号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について。

議案第6号の審議について、ご説明いたします。

一昨年(2019年)の10月以降に道外の2市町において連続して発生した農業委員の不祥事を受け、美瑛町においても法令遵守の徹底を図るうえで、農業委員会としての意思を表明するため、昨年に引き続き本決議を実施するものであります。

言うまでもなく農業委員会は行政委員会のひとつであり、農業委員におかれましては、非常勤としての特別職の地方公務員という身分であり、法令順守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

委員の皆様には、この決議内容にご賛同いただき、これに沿って、今後の農業委員会活動を各々が行っていくということについて、申し合わせ内容のご審議をいただくものとなっております。

なお、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、来年度以降も同様の取組みを実施し、美瑛町農業委員会として法令順守の徹底を図っていくものとしします。

以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第6号について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第6号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年、第1回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和3年1月28日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

福 家 敏 春

美瑛町農業委員

長谷川 宏